

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4803373号
(P4803373)

(45) 発行日 平成23年10月26日(2011.10.26)

(24) 登録日 平成23年8月19日(2011.8.19)

(51) Int. Cl. F 1
G 0 6 F 13/00 (2006.01) G 0 6 F 13/00 5 6 0 A
H 0 4 M 11/00 (2006.01) H 0 4 M 11/00 3 0 2

請求項の数 15 (全 17 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2006-196882 (P2006-196882) (22) 出願日 平成18年7月19日(2006.7.19) (65) 公開番号 特開2008-27042 (P2008-27042A) (43) 公開日 平成20年2月7日(2008.2.7) 審査請求日 平成21年6月12日(2009.6.12)</p>	<p>(73) 特許権者 000004237 日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号 (74) 代理人 100102864 弁理士 工藤 実 (72) 発明者 有満 一裕 東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社内 審査官 安田 太</p>
---	--

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 操作履歴ログ自動生成システム、携帯端末、及びプログラム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

携帯端末と、
サーバと
 を含み、
前記携帯端末は、
前記携帯端末の操作履歴を自動的に保存する手段と、
前記保存された操作履歴にユーザが入力したコメントを付加する手段と、
前記コメントが付加された操作履歴を、ログ形式で自動的に前記サーバにアップロードする手段と、
前記サーバにアクセスして、前記コメントが付加された操作履歴をログ形式で表示する手段と
 を具備する
操作履歴ログ自動生成システム。

【請求項2】

請求項1に記載の操作履歴ログ自動生成システムであって、
前記携帯端末は、
前記携帯端末の操作履歴として、ネットワークを經由してダウンロードしたアプリケーション、着信メロディー、音楽、接続先のURL、前記携帯端末のカメラで撮影した画像や動画並びに撮影した操作、及びスケジュールへの予定登録のうち、少なくとも1つの情

報を、前記ユーザが操作する都度、自動的に保存する手段と、

前記携帯端末の操作履歴として保存された情報にコメントを付加するための入力画面を表示する手段と、

前記入力画面の表示画面に、定型文を表示して選択可能とし、文字入力を可能とすることで、前記携帯端末の操作履歴として保存された情報にコメントを付加する手段と、

前記携帯端末の操作履歴として保存された情報をコメント付きで前記サーバにアップロードする手段と

を更に具備する

操作履歴ブログ自動生成システム。

【請求項 3】

請求項 2 に記載の操作履歴ブログ自動生成システムであって、

前記携帯端末は、

所定の機能の操作履歴を保存するか否か設定するための履歴保存設定画面を表示する手段と、

前記所定の機能の操作履歴を保存する旨の設定がされた場合、前記操作履歴を自動的に保存する手段と、

前記所定の機能の操作が行われた際、コメントの入力の是非を問う確認画面を表示する手段と、

コメントの入力が指定された場合、前記入力画面を表示する手段と、

前記入力画面で選択 / 入力されたコメントを自動的に取得して、前記携帯端末の操作履歴にコメントを付加する手段と

を更に具備する

操作履歴ブログ自動生成システム。

【請求項 4】

請求項 3 に記載の操作履歴ブログ自動生成システムであって、

前記携帯端末は、

前記携帯端末のアプリケーション機能が自動的に動作した際に、前記アプリケーション機能の動作履歴の保存が許可されているか確認する手段と、

前記アプリケーション機能の動作履歴の保存が許可されている場合、前記アプリケーション機能の動作履歴を、ブログ形式で自動的に前記サーバにアップロードする手段と

を更に具備する

操作履歴ブログ自動生成システム。

【請求項 5】

請求項 4 に記載の操作履歴ブログ自動生成システムであって、

前記携帯端末は、

駅の改札機を始めとする読み取り装置に前記携帯端末が接近又は接触した際に、電子マネーのアプリケーション機能を利用した場合、前記電子マネーのアプリケーション機能の動作履歴の保存が許可されているか確認する手段と、

前記電子マネーのアプリケーション機能の動作履歴の保存が許可されている場合、前記電子マネーのアプリケーション機能の動作履歴として、前記電子マネーの利用時刻、利用場所、利用目的、及び利用金額を、ブログ形式で自動的に前記サーバにアップロードし、前記電子マネーのアプリケーション機能を用いた金銭の移動及び前記ユーザの行動を記録する手段と

を更に具備する

操作履歴ブログ自動生成システム。

【請求項 6】

自機の操作履歴を自動的に保存する手段と、

前記保存された操作履歴にユーザが入力したコメントを付加する手段と、

前記コメントが付加された操作履歴を、ブログ形式で自動的にサーバにアップロードする手段と、

10

20

30

40

50

前記サーバにアクセスして、前記コメントが付加された操作履歴をログ形式で表示する手段と

を具備する

携帯端末。

【請求項 7】

請求項 6 に記載の携帯端末であって、

前記自機の操作履歴として、ネットワークを經由してダウンロードしたアプリケーション、着信メロディー、音楽、接続先の URL、前記自機のカメラで撮影した画像や動画並びに撮影した操作、及びスケジュールへの予定登録のうち、少なくとも 1 つの情報を、前記ユーザが操作する都度、自動的に保存する手段と、

10

前記自機の操作履歴として保存された情報にコメントを付加するための入力画面を表示する手段と、

前記入力画面の表示画面に、定型文を表示して選択可能とし、文字入力を可能とすることで、前記自機の操作履歴として保存された情報にコメントを付加する手段と、

前記自機の操作履歴として保存された情報をコメント付きで前記サーバにアップロードする手段と

を更に具備する

携帯端末。

【請求項 8】

請求項 7 に記載の携帯端末であって、

20

所定の機能の操作履歴を保存するか否か設定するための履歴保存設定画面を表示する手段と、

前記所定の機能の操作履歴を保存する旨の設定がされた場合、前記操作履歴を自動的に保存する手段と、

前記所定の機能の操作が行われた際、コメントの入力の是非を問う確認画面を表示する手段と、

コメントの入力が指定された場合、前記入力画面を表示する手段と、

前記入力画面で選択 / 入力されたコメントを自動的に取得して、前記自機の操作履歴にコメントを付加する手段と

を更に具備する

30

携帯端末。

【請求項 9】

請求項 8 に記載の携帯端末であって、

前記自機のアプリケーション機能が自動的に動作した際に、前記アプリケーション機能の動作履歴の保存が許可されているか確認する手段と、

前記アプリケーション機能の動作履歴の保存が許可されている場合、前記アプリケーション機能の動作履歴を、ログ形式で自動的に前記サーバにアップロードする手段と

を更に具備する

携帯端末。

【請求項 10】

40

請求項 9 に記載の携帯端末であって、

駅の改札機を始めとする読み取り装置に前記自機が接近又は接触した際に、電子マネーのアプリケーション機能を利用した場合、前記電子マネーのアプリケーション機能の動作履歴の保存が許可されているか確認する手段と、

前記電子マネーのアプリケーション機能の動作履歴の保存が許可されている場合、前記電子マネーのアプリケーション機能の動作履歴として、前記電子マネーの利用時刻、利用場所、利用目的、及び利用金額を、ログ形式で自動的に前記サーバにアップロードし、前記電子マネーのアプリケーション機能を用いた金銭の移動及び前記ユーザの行動を記録する手段と

を更に具備する

50

携帯端末。

【請求項 1 1】

自機の操作履歴を自動的に保存するステップと、

前記保存された操作履歴にユーザが入力したコメントを付加するステップと、

前記コメントが付加された操作履歴を、ログ形式で自動的にサーバにアップロードするステップと、

前記サーバにアクセスして、前記コメントが付加された操作履歴をログ形式で表示するステップと

を携帯端末に実行させるための

プログラム。

10

【請求項 1 2】

請求項 1 1 に記載のプログラムであって、

前記自機の操作履歴として、ネットワークを経由してダウンロードしたアプリケーション、着信メロディー、音楽、接続先の URL、前記自機のカメラで撮影した画像や動画並びに撮影した操作、及びスケジュールへの予定登録のうち、少なくとも 1 つの情報を、前記ユーザが操作する都度、自動的に保存するステップと、

前記自機の操作履歴として保存された情報にコメントを付加するための入力画面を表示するステップと、

前記入力画面の表示画面に、定型文を表示して選択可能とし、文字入力を可能とすることで、前記自機の操作履歴として保存された情報にコメントを付加するステップと、

20

前記自機の操作履歴として保存された情報をコメント付きで前記サーバにアップロードするステップと

を更に携帯端末に実行させるための

プログラム。

【請求項 1 3】

請求項 1 2 に記載のプログラムであって、

所定の機能の操作履歴を保存するか否か設定するための履歴保存設定画面を表示するステップと、

前記所定の機能の操作履歴を保存する旨の設定がされた場合、前記操作履歴を自動的に保存するステップと、

30

前記所定の機能の操作が行われた際、コメントの入力の是非を問う確認画面を表示するステップと、

コメントの入力が指定された場合、前記入力画面を表示するステップと、

前記入力画面で選択 / 入力されたコメントを自動的に取得して、前記自機の操作履歴にコメントを付加するステップと

を更に携帯端末に実行させるための

プログラム。

【請求項 1 4】

請求項 1 3 に記載のプログラムであって、

前記自機のアプリケーション機能が自動的に動作した際に、前記アプリケーション機能の動作履歴の保存が許可されているか確認するステップと、

40

前記アプリケーション機能の動作履歴の保存が許可されている場合、前記アプリケーション機能の動作履歴を、ログ形式で自動的に前記サーバにアップロードするステップと
を更に携帯端末に実行させるための

プログラム。

【請求項 1 5】

請求項 1 4 に記載のプログラムであって、

駅の改札機を始めとする読み取り装置に前記自機が接近又は接触した際に、電子マネーのアプリケーション機能を利用した場合、前記電子マネーのアプリケーション機能の動作履歴の保存が許可されているか確認するステップと、

50

前記電子マネーのアプリケーション機能の動作履歴の保存が許可されている場合、前記電子マネーのアプリケーション機能の動作履歴として、前記電子マネーの利用時刻、利用場所、利用目的、及び利用金額を、ブログ形式で自動的に前記サーバにアップロードし、前記電子マネーのアプリケーション機能を用いた金銭の移動及び前記ユーザの行動を記録するステップと

を更に携帯端末に実行させるための

プログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、自動ブログ生成システムに関し、特に携帯端末を利用した自動ブログ生成システムに関する。

【背景技術】

【0002】

携帯電話の普及率が向上し、若年層のライフ・スタイルでは携帯端末を常に持ち歩き肌身離さず携帯する状況にまで利用が進んでいる。また、パソコンのインターネットではブログ(Blog)の作成が活発化し、個人によるブログサイトが多数作成されている。ブログサイトでは個人の日記が不特定多数のユーザに公開されている。なお、ブログとは、個人や数人のグループで運営され、日々更新される日記的なWebサイトの総称である。

【0003】

このような状況の中、携帯電話ではカメラの撮影、メールの作成、ブラウザー接続、電子マネーを利用した決算処理等、携帯端末での操作が多様化しており、携帯端末からブログを作成する要望が増加することが考えられる。この状況から今後はライフ・スタイルに密着した携帯端末を利用したブログや日記の簡易作成が求められると考える。

【0004】

しかしながら、従来の携帯端末では次のような課題がある。

第1の課題は、携帯端末の操作履歴を記憶することが出来ないため、操作履歴を自動的に保存することが出来ないことである。

第2の課題は、ブログや日記を作成する場合、ユーザがコメントを作成し、送付先を設定する必要があるため、ユーザ動作による作成により誤った場所への登録から個人情報の流出などの問題が発生することである。

【0005】

関連する技術として、特開2001-357309号公報(特許文献1)に日記型嗜好情報収集方法が開示されている。

この日記型嗜好情報収集方法は、ユーザが自ら所有する端末を操作することにより、日記ページを提供する日記サイトにアクセスするステップと、前記日記サイトより送信された前記日記ページが前記端末の表示画面上に表示され、前記ユーザが、前記日記ページ上で自らの行動パターン及び感想を含む嗜好情報を入力するステップと、該入力された嗜好情報を、前記日記サイトに接続される嗜好情報データベースにて管理するステップと、を有することを特徴とする。

【0006】

また、特開2002-15215号公報(特許文献2)に情報配信システムが開示されている。

この情報配信システムは、複数の情報端末装置と、該複数の情報端末装置の各々と接続され、各情報端末装置から要求される情報を提供するサーバ装置とを備える。前記複数の情報端末装置の各々は、自身の位置を検出する位置検出手段と、前記検出した位置を示す情報を前記サーバ装置へ送信し、前記サーバ装置から送信されてくる情報を受信する端末側通信手段と、要求するサービスの内容を指示するための操作指示をユーザから受け付け、該操作指示を前記端末側通信手段を通して前記サーバ装置へ送信させる操作指示受付手段と、前記要求したサービスに対応して前記サーバ装置から送られてくる情報を出力する

10

20

30

40

50

出力手段とを備える。前記サーバ装置は、前記各情報端末装置から送られてくる位置を示す情報を受信し、該位置情報を利用して生成された情報を情報端末装置へ送信するサーバ側通信手段と、前記情報端末装置から送られてきた位置情報を利用して前記情報端末装置へ送信すべき情報を生成する処理手段とを備える。前記情報端末装置は、当該情報端末装置の位置を予め定めたタイミングで検出し、該検出した位置を示す情報を前記サーバ装置へ送信するものであり、前記サーバ装置は、前記複数の情報端末装置から送信されてくる位置情報を、該情報端末装置のユーザ毎に記憶する位置情報記憶手段を更に備えることを特徴とする。

【 0 0 0 7 】

特開 2 0 0 2 - 1 4 9 3 1 0 号公報 (特許文献 3) に操作提示サーバが開示されている

10

この操作提示サーバは、操作提示端末に操作を提示させる。前記操作提示端末は、前記操作提示端末に所定の動作を行わせるために、前記操作提示端末のユーザが操作を行うための入力手段と、前記入力手段を用いて前記ユーザが操作した履歴を表わす履歴データを記憶するための記憶手段と、前記履歴データを前記操作提示サーバに送信するための送信手段と、前記操作提示サーバから受信したデータに基づいて一連の操作と等価な操作を表示するための表示手段とを含む。前記操作提示サーバは、前記操作提示端末と通信するための通信手段と、前記操作提示端末から受信した前記履歴データを記憶するための第 1 の記憶手段と、前記操作提示端末における前記入力手段を用いた操作に対応する操作提示端末の遷移状態を表わす遷移情報を記憶するための第 2 の記憶手段と、前記通信手段と前記第 1 の記憶手段と前記第 2 の記憶手段とに接続され、前記操作提示サーバを制御するための制御手段とを含む。前記制御手段は、前記遷移情報に基づいて、前記履歴データに含まれる一連の操作と等価であって、且つ、前記一連の操作よりも短い簡略操作を算出するための手段と、前記簡略操作を表わすデータを前記操作提示端末に送信するように、前記通信手段を制御するための手段とを含む。

20

【 0 0 0 8 】

【特許文献 1】特開 2 0 0 1 - 3 5 7 3 0 9 号公報

【特許文献 2】特開 2 0 0 2 - 1 5 2 1 5 号公報

【特許文献 3】特開 2 0 0 2 - 1 4 9 3 1 0 号公報

【発明の開示】

30

【発明が解決しようとする課題】

【 0 0 0 9 】

本発明の目的は、携帯端末の操作履歴を自動で保存し、保存する操作履歴にユーザがコメントを付加する自動ログ生成システムを提供することである。

本発明の他の目的は、コメントを付加した操作履歴をユーザが認識せず自動的に NW (ネットワーク) を経由してサーバに記録する自動ログ生成システムを提供する。

【課題を解決するための手段】

【 0 0 1 0 】

以下に、[発明を実施するための最良の形態] で使用される番号を括弧付きで用いて、課題を解決するための手段を説明する。これらの番号は、[特許請求の範囲] の記載と [発明を実施するための最良の形態] との対応関係を明らかにするために付加されたものである。但し、それらの番号を、[特許請求の範囲] に記載されている発明の技術的範囲の解釈に用いてはならない。

40

【 0 0 1 1 】

本発明の自動ログ生成システムは、所定の機能の操作履歴を保存するか確認するための履歴保存設定画面 (1 1 1) を表示し、前記所定の機能の操作履歴を保存する旨の設定がされた場合、前記操作履歴を自動的に取得して保持し、前記所定の機能の操作が行われた際、コメントの入力の是非を問う確認画面 (1 1 2) を表示し、コメントの入力が指定された場合、コメントの入力画面 (1 1 3) を表示し、入力された前記コメントを自動的に取得して保持する携帯端末 (1) と、前記操作履歴及び前記コメントを前記携帯端末 (

50

1) から取得し、ブログ (Blog) の形式で保存するサーバ (2) とを有する。

【0012】

前記携帯端末 (1) 又はサーバ (2) は、前記操作履歴及び前記コメントに基づいて、前記ブログを作成する。

【0013】

前記携帯端末 (1) は、前記コメントの入力画面 (113) に、選択可能な定型文と文字入力欄との少なくとも1つを表示する。

【0014】

前記サーバ (2) は、前記ブログの閲覧の要求を受けた場合、認証を行う。

【0015】

本発明の携帯端末 (1) は、所定の機能の操作履歴を保存するか確認するための履歴保存設定画面 (111) と、前記操作履歴を保存する設定において、前記所定の機能の操作が行われた際、コメントの入力の是非を問う確認画面 (112) と、前記コメントを入力するための入力画面 (113) と、前記操作履歴を保存する旨の設定がされた場合、前記操作履歴を自動的に取得して保持し、且つ、前記入力画面 (113) に前記コメントが入力された場合、前記コメントを自動的に取得して保持する処理部 (12) と、前記操作履歴及び前記コメントをサーバ (2) に送信するための通信部 (14) とを具備する。

【0016】

前記処理部 (12) は、前記操作履歴及び前記コメントに基づいてブログを作成する。前記通信部 (14) は、前記操作履歴及び前記コメントを前記ブログの形式で前記サーバ (2) に送信する。

【0017】

本発明のサーバ (2) は、携帯端末 (1) から取得した操作履歴及びコメントをデータベース (3) に格納するデータ管理部と、前記操作履歴及びコメントに基づいて作成されたブログの閲覧要求を受けた際、前記閲覧要求の要求元に対して閲覧を許諾するかどうか判断する認証部とを具備する。

【0018】

本発明のサーバ (2) は、前記操作履歴及びコメントに基づいて前記ブログを作成する処理部を更に具備する。

【0019】

本発明の自動ブログ生成方法及びプログラムは、(a1) 携帯端末 (1) のカメラ機能を起動するステップ (S101) と、(a2) 前記カメラ機能で撮影を行うステップ (S102) と、(a3) 前記カメラ機能で撮影した画像を保存するステップ (S103) と、(a4) 履歴保存内容選択画面において保存登録された機能を確認するステップ (S104) と、(a5) 前記カメラ機能が保存する機能として選択されている場合、コメントの入力確認画面 (112) を表示し、前記コメントの入力の是非を問うステップ (S105) と、(a6) 前記コメントの入力が選択された場合、前記コメントの入力画面 (113) が表示され、前記コメントを入力するステップ (S106) と、(a7) 前記画像及び前記コメントを、事前に設定されたタイミングで自動的にサーバ (2) に送信するステップ (S107) とを具備する。

【0020】

本発明の自動ブログ生成方法及びプログラムは、(a8) 前記画像を前記サーバ (2) に送信できない場合、送信できる状態になった際に送信するステップを更に具備する。

【0021】

本発明の自動ブログ生成方法及びプログラムは、(a9) 前記画像を前記サーバ (2) に送信する場合、送信した前記画像を保存する前記サーバ (2) 上のディレクトリにセキュリティの設定を行うステップを更に具備する。

【0022】

本発明の自動ブログ生成方法及びプログラムは、(b1) 前記携帯端末 (1) でのアプリケーションソフトウェアの取得又は動作を実施するステップ (S201, S202) と

10

20

30

40

50

、(b2)前記アプリケーションソフトウェアの操作履歴の保存を有効としているかどうか確認するステップ(S203)と、(b3)前記操作履歴の保存を有効としている場合は、アプリケーションソフトウェアの取得又は動作を完了した後にコメントを挿入する画面を表示するステップ(S204)と、(b4)前記コメントが入力された場合、前記コメントを付加した前記操作履歴を前記サーバ(2)に送信するステップ(S205, S206)とを更に具備する。

【0023】

本発明の自動ブログ生成方法及びプログラムは、(c1)前記操作履歴に基づいてブログを作成するステップ(S401)と、(c2)前記ブログを前記サーバ(2)上で公開するステップ(S402)と、(c3)前記サーバ(2)が前記ブログの閲覧要求を受けた場合、前記閲覧要求の要求元に対して認証を行い、前記ブログの閲覧を許可するか判断するステップ(S403, S404)とを更に具備する。

10

【発明の効果】

【0024】

第1の効果は携帯端末の操作履歴を自動で記録することが可能となるため、携帯端末の操作を元にブログを生成することが可能となる。

第2の効果は携帯端末の操作履歴をNW(ネットワーク)経由でサーバにアップロードすることが可能となるため、携帯端末の操作履歴をサーバに記録することが可能となる。

第3の効果は携帯端末の操作履歴をNW(ネットワーク)経由でサーバにアップロードする際に、ユーザがコメントを入力することが可能となるため、操作履歴にコメントを挿入し、ブログや日記を作成することが可能となる。

20

第4の効果はサーバに保存したデータにセキュリティーの設定が可能となるため、セキュリティーを開放することによって、保存したデータを一般ユーザや特定者へ開示することが可能となる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0025】

以下に本発明の第1実施形態について添付図面を参照して説明する。

図1を参照すると、本発明の自動ブログ生成システムは、携帯端末1と、サーバ2と、データベース3と、ネットワーク4とを備えている。

【0026】

携帯端末1は、NW(ネットワーク)への接続機能とコメント入力機能を有する。サーバ2は、携帯端末1から送付されるユーザの操作履歴や各種情報を携帯端末1やデータベース3とやり取りする。データベース3は、ユーザの操作履歴や各種情報を保存する。ネットワーク4は、携帯端末1、サーバ2、及びデータベース3を相互に接続している。なお、データベース3は、サーバ2に内蔵されていても良い。

30

【0027】

本発明の自動ブログ生成システムにおいては、まずユーザが操作履歴を保存したい機能(アプリケーションソフトウェア:以下、アプリケーション)について事前に登録、設定を行う。この時、設定を行う画面(履歴保存内容選択画面)を表示する。

なお、他の方法として、毎回アプリケーションを起動する度に、ユーザが操作履歴を保存したいかどうか確認するため、確認画面を表示するようにしても良い。確認画面では、例えば「(当該アプリケーションの)操作履歴を保存しますか?」という文章と、「はい(Yes)」/「いいえ(No)」を選択するための選択欄又はボタンを表示する。この時、確認画面ではなく、設定を行う画面(履歴保存内容選択画面)を表示するようにしても良い。

40

【0028】

図2では登録、設定を行う画面(履歴保存内容選択画面)の例を示している。

ここでは、履歴保存内容選択画面に、

(1)カメラ

(2)Webアクセス

50

- (3) 電子マネー「F」アクセス
- (4) アプリケーション起動
- (5) 動画操作
- (6) その他

が表示されている。なお、電子マネー「F」はF e l i c a (登録商標)を意図している。但し、実際には、これらの例に限定されない。

【0029】

図2の履歴保存内容選択画面において、例えば、カメラ動作や撮影したファイルを履歴として残したい場合は「1」を選択する。なお、保存登録する機能の選択は1つから複数(全数含む)選択することが可能である。初期状態では、全てのアプリケーションについて履歴を残すようにしても良い。

10

【0030】

次に、図3を参照して、カメラ撮影時の保存について具体的に説明する。

(1) ステップS101

ユーザがカメラを起動する。例えば、携帯端末1がデジタルカメラであれば電源をONにする。携帯端末1が携帯電話機であればカメラ機能を起動する。タイマー設定等、カメラが自動的に起動する設定にしている場合、ユーザの操作に関係無く、カメラが起動する。なお、起動時に、ユーザが操作履歴を保存したい機能としてカメラ機能が選択されているかどうか確認するようにしても良い。

20

(2) ステップS102

ユーザがカメラで撮影を行う。撮影方法は、携帯端末1のカメラ機能の操作方法に準ずる。カメラが自動的に撮影を行う設定にしている場合、ユーザの操作に関係無く、カメラが撮影を行う。

(3) ステップS103

カメラで撮影した画像を保存する。この時点の保存は一時保存である。例えば、カメラ機能が保存する機能として選択されていなければ、その後の撮影を行った際、新たな画像により上書きされる。或いは、所定時間の経過後に自動的に削除される。

(4) ステップS104

次に、図2の履歴保存内容選択画面において保存登録された機能を確認する。ここでは、カメラ機能が保存する機能として選択されているかどうか確認する。カメラ機能が保存する機能として選択されていなければ、処理はここで終了する。

30

(5) ステップS105

カメラ機能が保存する機能として選択されている場合、携帯端末1はユーザに対してコメントの入力確認画面を表示し、コメントの入力の是非を問う。

(6) ステップS106

ユーザがコメントの入力を選択した場合、コメントの入力画面が表示され、コメントを入力する。コメントの入力については、キーパッドの押下、タッチペンによる筆記、画面表示された文字キーの選択が考えられる。但し、実際には、携帯端末1での文字入力方法であればどのような方法でも良く、これらの例に限定されない。なお、コメントの内容は、ユーザがコメントの入力を選択した際、固定の文章(定型文)が自動的に入力されるようにしても良い。或いは、ユーザが、事前に登録されている複数の文章の中から選択するようにしても良い。コメントは、撮影した場所や撮影対象物の名前などが考えられる。コメントの情報と撮影された画像ならびに撮影した日付の情報が一度携帯端末1に保存される。ユーザの入力や、GPS(Global Positioning System)等の位置情報取得機能により、撮影した場所の情報を付加するようにすることも可能である。

40

(7) ステップS107

その後、ユーザが事前に設定したタイミングで携帯端末1が自動でサーバ2に送信(アップロード)する。送信するタイミングはユーザが任意に設定することが可能であるが、初期設定として、操作履歴を保存する度や1時間に1回などと設定しておくことが可能で

50

ある。

(8) ステップ S 1 0 8

サーバ 2 にアップロードした後、処理を終了する。なお、新たにカメラの撮影を行う場合、再度ステップ S 1 0 2 から行う。撮影の終了後、自動的にカメラ機能が停止する設定の場合は、再度ステップ S 1 0 1 から行う。

【 0 0 3 1 】

なお、ユーザ操作や圏外などで操作履歴を送信できない場合は、送信できる状態になった際に送信することも可能である。この機能は携帯端末 1 のスケジュール機能や圏内復帰条件などを利用して実現する。

【 0 0 3 2 】

また、撮影した画像等のデータをサーバ 2 にアップロードする場合、アップロードしたデータを保存するディレクトリーにはセキュリティーが設定可能であり、通常はアップロードした端末でのみ確認が可能である。なお、設定することが出来るセキュリティーは必要な情報(ユーザ名やパスワード)を用いて、PC からアクセスすることも可能である。また、セキュリティーの開放設定を行うことで、他のユーザに対してもアクセス設定することが可能である。

【 0 0 3 3 】

図 4 に、サーバ 2 に保存される操作履歴の一例を示す。

例えば 1 月 1 日の 1 0 : 0 0 時にカメラ撮影を行い、操作履歴として保存した場合、サーバ 2 には図 4 の撮影ファイル (A) の履歴が記載される。図 4 では、1 月 1 日 ~ 1 月 8 日迄の操作履歴が保存されている。この撮影履歴には撮影した画像もあわせてサーバ 2 にアップロードされており、この撮影ファイルは、図 5 のカメラ動作履歴の、撮影ファイル (A) として保存される。なお、図 4 の記載のうち、モバイル用電子マネー「 S 」は、モバイル S u i c a (登録商標)を、電子マネー「 E 」は E d y (登録商標)を意図している。但し、実際には、これらの例に限定されない。

【 0 0 3 4 】

図 5 の画像には日付と携帯端末 1 から入力したコメントが保存されており、撮影画像のアルバムの様に後から確認することが可能である。1 月 8 日の撮影画像の、撮影ファイル (D) も同様である。

【 0 0 3 5 】

また、図 6 に、各種アプリケーションの保存手順を示す。

(1) ステップ S 2 0 1

ユーザが、各種アプリケーションのダウンロードやアプリケーションの実行を選択する。なお、ユーザの操作に関係無く、タイマー設定、又は外部からのデータ受信やセンサーによる感知といった携帯端末 1 の置かれた状況に応じて、自動的にアプリケーションを実行する設定としても良い。

(2) ステップ S 2 0 2

各種アプリケーションのダウンロードやアプリケーションの動作を実施する。

(3) ステップ S 2 0 3

各種アプリケーションの操作における履歴の保存を有効としているかどうか確認する。履歴の保存を有効としていない場合は、ここで処理は終了する。

(4) ステップ S 2 0 4

履歴の保存を有効としている場合は、各種アプリケーションのダウンロードや動作を完了した後にユーザに対してコメントを挿入する画面を表示する。

(5) ステップ S 2 0 5

コメントをユーザが入力する場合、コメントを挿入する画面を参照してコメントを入力する。コメントの入力は、携帯端末 1 の操作キーを用いて行う。或いは、携帯端末 1 が音声認識に対応している場合、音声により入力する。

(6) ステップ S 2 0 6

コメントを付加した操作履歴を NW (ネットワーク) 経由でサーバ 2 にアップロードす

10

20

30

40

50

る。これらの履歴の例としては、図4の1月1日の音楽ダウンロードやアプリケーションダウンロードである。例えば、iアプリ(登録商標)のダウンロードが考えられる。この履歴を保存することで、ユーザが何時、どのようなアプリケーションをダウンロードしたのかについて記録することが可能となる。

(7)ステップS207

サーバ2にアップロードした後、処理を終了する。

【0036】

更に、図7を参照して、電子マネー「F」のアプリケーション機能としてモバイル用電子マネー「S」を利用した場合について説明する。なお、ここでは、電子マネー「F」はFelica(登録商標)を、モバイル用電子マネー「S」は、モバイルSuica(登録商標)を意図している。但し、実際には、これらの例に限定されない。

10

(1)ステップS301

ユーザが、電子マネー「F」アプリケーション(モバイル用電子マネー「S」)の実行を選択する。他人に携帯端末1を使用された際、電子マネー「F」アプリケーション(モバイル用電子マネー「S」)を勝手に使用されないようにユーザ認証を行うように設定している場合、ユーザ認証を行う。電子マネー「F」アプリケーション(モバイル用電子マネー「S」)を使用する状況として、例えば、インターネットを介して商品購入する場合や、他人の携帯端末1の電子マネー「F」アプリケーション(モバイル用電子マネー「S」)に所定の金額を振り込む場合が考えられる。この時、使用可能な金額の上限をユーザが設定できるようにしても良い。なお、駅の改札機を始めとする読み取り装置に携帯端末1を接近又は接触させることで、電子マネー「F」アプリケーション(モバイル用電子マネー「S」)が自動的に起動する場合は、ユーザによる操作は行わない。

20

(2)ステップS302

電子マネー「F」アプリケーション(モバイル用電子マネー「S」)の動作を実施する。例えば、ユーザが、駅の改札機を始めとする読み取り装置に携帯端末1を接近又は接触させる。この時、電子マネー「F」アプリケーション(モバイル用電子マネー「S」)が動作を開始する。

(3)ステップS303

電子マネー「F」アプリケーション(モバイル用電子マネー「S」)の動作における履歴の保存を許可しているかどうか確認する。この時、図2の履歴保存内容選択画面において設定した内容を参照する。履歴の保存を許可していない場合は、ここで処理は終了する。

30

(4)ステップS304

履歴の保存を許可している場合は、動作履歴として精算が発生した履歴として駅の名前と利用金額を自動的に保存する。例えば、図4の「東京130円(B)」,「品川30円(C)」のように保存される

(5)ステップS305

自動的に保存した操作履歴をNW(ネットワーク)経由でサーバ2にアップロードする。これにより、電子マネー「F」アプリケーション(モバイル用電子マネー「S」)を用いた金銭の移動(お金の流れ)を、ブログの形式で把握することができる。例えば、家計簿の作成の一助となる。また、子供の携帯端末1の契約者である親が、電子マネー「F」アプリケーション(モバイル用電子マネー「S」)を用いた子供の行動を把握することも可能になる。

40

(6)ステップS306

サーバ2にアップロードした後、処理を終了する。

【0037】

本発明に用いた携帯端末の構成について説明する。

図8に示すように、本発明の携帯端末1は、表示部11と、処理部12と、記憶部13と、通信部14を備えている。表示部11は、履歴保存設定画面111と、コメント入力確認画面112と、コメント入力画面113を、必要に応じて表示する。履歴保存設定画

50

面 1 1 1 は、図 2 の履歴保存内容選択画面である。コメント入力確認画面 1 1 2 は、ユーザに対してコメントの入力の是非を問う。コメント入力画面 1 1 3 は、ユーザがコメントとして選択する定型文や、文字入力するための入力欄を表示する。処理部 1 2 は、各種アプリケーションの操作履歴を保存する設定の場合は、操作履歴を記憶部 1 3 に自動的に保存する。また、コメントの入力又は選択があった場合は、コメントを記憶部 1 3 に自動的に保存する。この時、操作履歴にコメントを付加し、操作履歴とコメントを関連付けて保存する。また、記憶部 1 3 は、履歴保存設定画面 1 1 1、コメント入力確認画面 1 1 2、及びコメント入力画面 1 1 3 のデータを保持する。通信部 1 4 は、記憶部 1 3 に格納された操作履歴及びコメントをサーバ 2 に送信する。なお、履歴保存設定画面 1 1 1、コメント入力確認画面 1 1 2、及びコメント入力画面 1 1 3 のデータは、通信部 1 4 を介してサーバ 2 から受信するようにしても良い。

10

【 0 0 3 8 】

サーバ 2 は、アップロードされた操作履歴をデータベース 3 に保存する。この時、操作履歴に基づいて自動的に作成されたブログをデータベース 3 に保存するようにしても良い。操作履歴に基づいてブログを作成するのは、携帯端末 1、サーバ 2 のどちらでも良い。

【 0 0 3 9 】

なお、操作履歴の基づいて作成されたブログは、ユーザが編集することも可能である。この場合、操作履歴を変更することも考えられるが、データ保護の観点から、操作履歴はユーザによる編集を不可とし、作成されたブログの操作履歴以外の文章のみ編集可能とすることが望ましい。

20

【 0 0 4 0 】

ブログの編集及び閲覧は、携帯端末 1 やコンピュータを始め、サーバ 2 にアクセス可能でブログを表示可能な通信装置を用いて行う。なお、サーバ 2 は、編集や閲覧をユーザに許可する際、それぞれ個別に認証を行うようにしても良い。この時、サーバ 2 は、認証機能と、認証に用いるデータ（アクセス許可リスト、アクセス拒否リスト等）を有している。

【 0 0 4 1 】

図 9 に、ブログの閲覧手順について示す。

(1) ステップ S 4 0 1

サーバ 2 は、携帯端末 1 からアップロードされた操作履歴に基づいてブログを作成し、データベース 3 に保存する。携帯電話 1 が操作履歴をブログの形式で送信してきた場合等、アップロードされた操作履歴が既にブログの形式であれば、そのままデータベース 3 に保存する。

30

(2) ステップ S 4 0 2

サーバ 2 は、作成されたブログを公開する。例えば、サーバ 2 は、データベース 3 に格納された操作履歴を、公開するためのデータ格納場所に格納する。

(3) ステップ S 4 0 3

サーバ 2 は、携帯端末 1 及びその他の通信装置からブログの閲覧を要求された場合、各々の通信装置に対して認証を行う。

(4) ステップ S 4 0 4

認証の結果、相手側の通信装置がブログの閲覧を許可されていない場合、相手側の通信装置からのブログの閲覧を拒否する。

40

(5) ステップ S 4 0 5

認証の結果、相手側の通信装置がブログの閲覧を許可されている場合、相手側の通信装置からのブログの閲覧を許可する。この時、サーバ 2 は、相手側の通信装置にブログの情報を提供し、相手側の通信装置は、ブログを表示することが可能になる。

【 0 0 4 2 】

この様に本発明では、携帯端末の操作履歴を自動的に保存する機能を有し、保存した操作履歴にユーザがコメントを付加することにより、携帯端末の操作履歴を日記、ブログの様に保存する手段を提供する。更に、保存した操作履歴を自動的に NW（ネットワーク）

50

経由で予め設定したサーバにアップロードするシステムを構築することで、携帯端末の操作履歴を自動的に保存することが可能となる。

【0043】

以上のように、本発明は、携帯端末を利用した自動ログ生成システムに関する。本発明の特徴は以下に示す通りである。

本発明の自動ログ生成システムは、携帯端末の操作履歴を自動で保存し、NW（ネットワーク）を経由してサーバに記録する。自動保存する操作履歴はユーザ自身が選択決定することが可能である。また、操作履歴は日々の日記形式で保存可能であり、履歴を作成することでログ作成が可能となる。更に、操作を行った後に、入力文字画面を表示させ、表示画面には定型文の表示、選択と文字入力が可能である。文字を入力することで操作履歴をブログや日記の様に作成することが可能となる。履歴の保存場所は本人のみが確認することが可能であるが、セキュリティーを開放することで一般ユーザや特定者への開示が可能である。子供が使用する端末に対して、特定者への開示を親自身に設定することで、親による子供の履歴確認が可能となる。

10

【0044】

本発明は、携帯端末の操作履歴を自動で保存し、保存した操作履歴にユーザがコメントを付加する手段を有し、コメントを付加した操作履歴情報をユーザが認識せずに自動的にNW（ネットワーク）を経由してサーバに記録するシステムを提供する。本システムでは携帯端末の操作履歴を自動的に保存する。例えば、NW（ネットワーク）を経由してダウンロードしたアプリケーション、着信メロディー、音楽、接続先のURL、携帯端末上のカメラで撮影した画像や動画ならびに撮影した操作、スケジュールへの予定登録等、携帯端末の操作履歴をユーザが操作する都度自動で保存する。その保存の際に入力文字画面を表示させ、表示画面には定型文の表示、選択と文字入力を可能とすることで操作履歴にコメントを付加し、付加した情報と操作履歴をNW（ネットワーク）経由で予め設定したサーバにアップロードすることで、携帯端末の操作履歴をコメント付きでサーバに保存する手段とシステムを提供する。

20

【0045】

本発明の自動ログ生成システムは、携帯端末の操作履歴を自動的に保存する機能を有し、保存した操作履歴にユーザがコメントを付加することにより、携帯端末の操作履歴を日記、ブログの様に保存する手段を提供する。更に、保存した操作履歴を自動的にNW（ネットワーク）経由で予め設定したサーバにアップロードするシステムを構築することで、携帯端末の操作履歴を自動的に保存することが可能となる。

30

【図面の簡単な説明】

【0046】

【図1】図1は、本発明のシステム構成を示す概念図である。

【図2】図2は、履歴保存内容選択画面の例を示す図である。

【図3】図3は、カメラ撮影時の保存手順を示すフローチャートである。

【図4】図4は、携帯端末操作履歴一覧の例を示す図である。

【図5】図5は、カメラ動作履歴の例を示す図である。

【図6】図6は、各種アプリケーションの保存手順を示すフローチャートである。

40

【図7】図7は、電子マネー「F」アプリケーションの保存手順を示すフローチャートである。

【図8】図8は、携帯端末の構成を示すブロック図である。

【図9】図9は、ブログの閲覧手順を示すフローチャートである。

【符号の説明】

【0047】

1 ... 携帯端末

1 1 ... 表示部

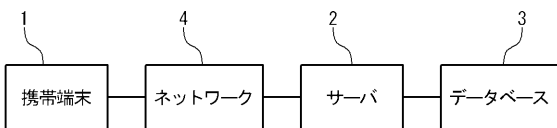
1 1 1 ... 履歴保存設定画面

1 1 2 ... コメント入力確認画面

50

- 1 1 3 ... コメント入力画面
- 1 2 ... 処理部
- 1 3 ... 記憶部
- 1 4 ... 通信部
- 2 ... サーバ
- 3 ... データベース
- 4 ... ネットワーク

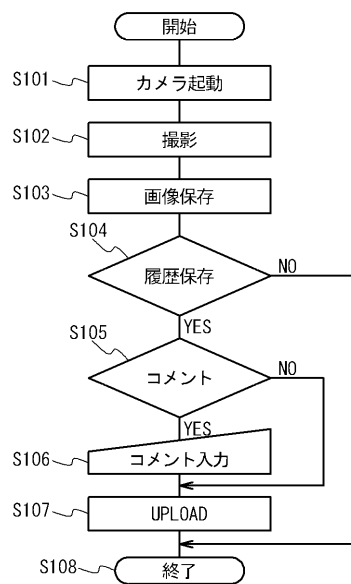
【図1】



【図2】

- 1 カメラ
- 2 webアクセス
- 3 電子マネー「F」アクセス
- 4 アプリケーション動作
- 5 動画操作
- 6 その他

【図3】

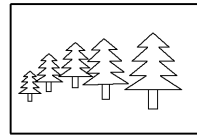


【図4】

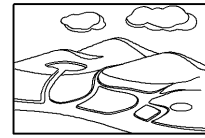
1/1 10:00	カメラ撮影・撮影ファイル … (A)
12:00	音楽ダウンロード アプリケーションダウンロード
1/2 13:00	モバイル用電子マネー「S」: 東京130円 … (B)
20:00	モバイル用電子マネー「S」: 品川 30円 … (C)
	電子マネー「E」: 356円
1/3 14:00	動画撮影
1/8 15:00	カメラ撮影・撮影ファイル … (D)

【図5】

2006年1月1日(日): 撮影ファイル(A)



コメント1

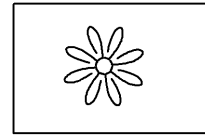


コメント2

2006年1月8日(日): 撮影ファイル(D)

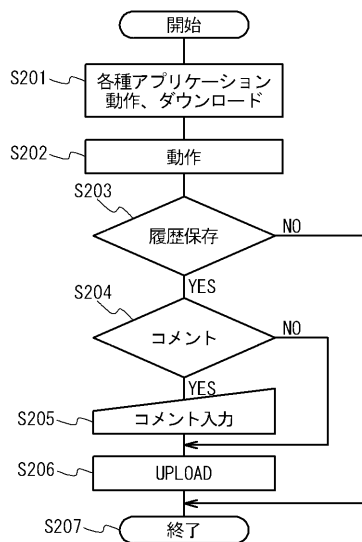


コメント3

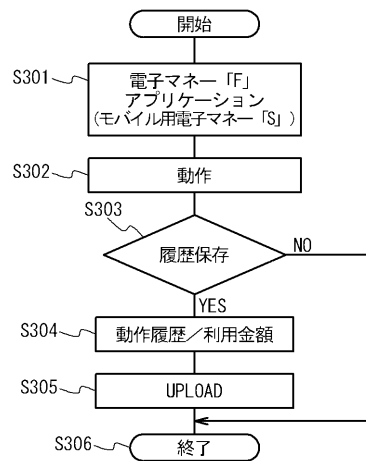


コメント4

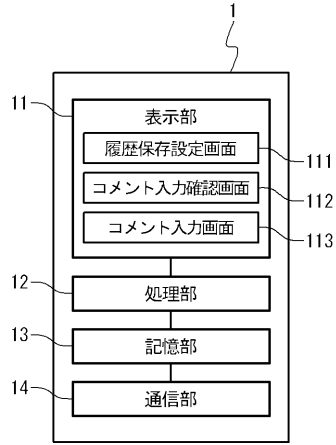
【図6】



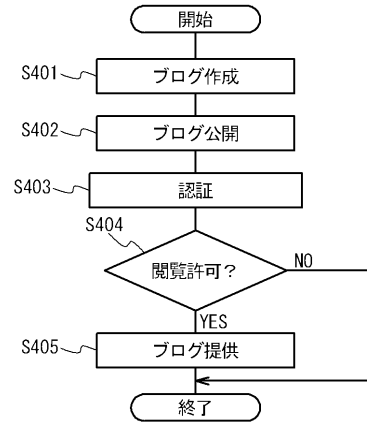
【図7】



【図8】



【図9】



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2005 - 260689 (JP, A)
特開2006 - 135979 (JP, A)
特開2005 - 196615 (JP, A)
特開2000 - 059421 (JP, A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
G06F 13/00